

給水装置とは？

公道に埋められた配水管から分かれて、お客さまのご家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、蛇口などの給水用具を給水装置といいます。

この給水装置は、お客さまの財産となりますのでお客さまに維持管理をしていただきます。（水道メーター、公道内の給水管は除きます。）ただし、配水管の分岐から水道メーターまでの給水装置で漏水があった場合は、市の負担で修理をいたします。水道メーターから宅地内側はお客さまの負担となります。

給水装置の工事の依頼は市の指定給水装置工事事業者へ

給水装置の工事は、必ず、市の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼してください。

給水装置の工事については、給水装置の構造及び材質が政令に定められた基準に適合したものでなければなりません。この基準に適合した給水装置の工事ができると認められ、市の指定を受けた給水装置工事事業者が、お客さまの依頼を受けて給水装置の工事を行うことができます。

市の指定を受けていない給水装置工事事業者が給水装置工事を施工した場合には、給水や漏水時の料金軽減等が受けられませんのでご注意ください。

なお、東松山市の指定給水装置工事事業者については、水道課のホームページでも確認できますのでご利用ください。また、不審と思われる業者等が訪問された場合などは、水道課までご連絡ください。

宅地内の漏水で水が止まらない場合は

給水装置の配管の仕組みを知っていればあわてることはありません。まず、メーターボックス内にある水を止める栓を回して水を止めましょう。（レバー式の場合は、反対側に倒しましょう。）

その上で、漏水部分を確認し、指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

なお、蛇口のコマの取替等の簡単な修理はお客さまでもできます。



漏水のチェック方法を知っていますか？

検針水量が、いつもより多いと感じたら、漏水チェックをしてみてください。大切な水の節約のためにも、定期的にお調べになることをお勧めします。

※漏水チェックの手順

- ① ご家庭の蛇口を全部閉めてください。
- ② 水道メーターのパイロットの動きを見ます。

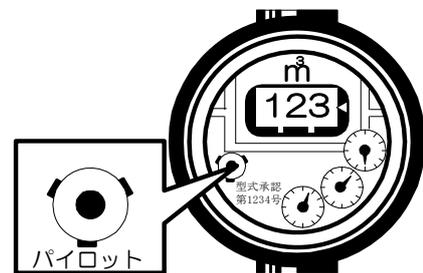


パイロットが止まっている。→ 漏水ではありません。

パイロットが回っている。→ 水道メーターから蛇口までの間のどこかで漏水しています。

早急に、市の指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

なお、漏水箇所が地中や床下等の場合は申請により料金の一部を軽減できる場合がありますので、宅地内漏水が発生した場合は、水道課へご確認ください。



～～水道課ホームページの中の「水のトラブル」の項目に参考事項が掲載されていますので、ご覧ください。～～